取得済み３次元計測データ等を用いた業務試行要領

（目的）

第１条　この要領は、経済産業部が発注する測量業務において、「取得済み３次元計測データ等を用いた業務」を試行するために必要な事項を定めたものである。

（用語の定義）

第２条　この要領において、「取得済み３次元計測データ等」とは、次の各号に定めるところによる。

1. VIRTUAL SHIZUOKAデータ

静岡県がＧ空間情報センターで公開している３次元点群データ等をいう

1. 完成形状の計測点群データ

別に定める３次元データ納品工事試行要領に基づいて納品されたデータをいう

（対象とする業務）

第３条　「取得済み３次元計測データ等」がある箇所で実施する測量業務のうち、路線測量（「一車線林道測量」を含む）、現地測量、及び山地治山等測量を対象とする。

（発注手続）

第４条　発注にあたっては、特記仕様書を添付して発注手続きを行うこととする。

（実施手続）

第５条　受注者は、取得済み３次元計測データ等を用いた業務の実施について、業務計画書に実施方法を記載し、提出するものとする。

（業務成績評定）

第６条　取得済み３次元計測データ等を用いた業務を実施した場合、担当監督員は以下の項目において評価する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 考査項目 | 細別 | 内容 |
| プロセス評価 | 創意工夫 | 当該業務の特性を考慮しつつ、新たな、あるいは高度な調査・解析等の手法･技術に関する提案がなされている。 |
| 結果の評価 | 成果品の品質 | 多岐にわたる検討項目など、難易度の高い作業（業務）に対し、必要な作業（業務）成果が得られた。 |

（費用）

第７条　測量業務標準歩掛により積算するものとし、３次元計測データ等の作業に係る費用の増減については、設計変更の対象としない。

（試行の検証）

第８条　取得済み３次元計測データ等を用いた業務の有効性や効果、課題について把握するため、取得済み３次元計測データ等を用いた業務を実施した受注者に対してアンケート調査等を実施する。